

○越谷市既存建築物耐震診断補助金交付要綱

平成18年6月28日

告示第192号

改正 平成21年8月31日告示第244号

平成22年5月19日告示第167号

平成24年3月30日告示第125号

平成27年3月31日告示第105号

平成30年3月30日告示第135号

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存建築物の耐震化の促進を図るため、市内における木造一戸建て住宅、マンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第2条第1項第1号に規定するマンションをいう。以下同じ。）及び緊急輸送道路閉塞建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第14条第3号に規定する建築物のうち、その敷地に接する道路が、埼玉県が策定した埼玉県地域防災計画に定められた第一次緊急輸送道路又は第二次緊急輸送道路である建築物をいう。以下同じ。）の耐震診断に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象耐震診断)

第2条 補助の対象となる耐震診断は、建築物の地震に対する安全性の評価を行う診断のうち、次に掲げるものとする。

(1) 木造一戸建て住宅に対し、財団法人日本建築防災協会による耐震診断基準（以下「耐震診断基準」という。）に基づく一般診断法、精密診断法1若しくは精密診断法2又はそれらと同等の耐震診断法による評価を行う木造住宅耐震診断

(2) マンションに対し、設計図書、修繕履歴等による構造強度に関する耐震診断基準に基づく二次調査までの調査を実施することにより、耐震診断基準に基づく本診断の必要性に関する判定を行うマンション耐震予備診断

(3) マンション耐震予備診断の結果、耐震診断基準に基づく本診断が必要と判定されたマンションに対し、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づく総合的な評価を行うマンション耐震本診断（耐震判定委員会（耐震診断が耐震診断基準に照らして適正に行われているかを評価するため学識経験者等で構成された委員会のうち市長が別に指定するものをいう。以下同じ。）において診断内容が適正と判定されるものに限る。）

(4) 緊急輸送道路閉塞建築物に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に基づく総合的な評価を行う耐震診断（耐震判定委員会において診断内容が適正と判定されるものに限る。）

（耐震診断を行う者の要件）

第3条 前条第1号に規定する木造住宅耐震診断（以下「木造住宅耐震診断」という。）を行う者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている建築士事務所（市内に所在する事務所又は市内に所在する建築士会、建築士事務所協会等の団体に所属している事務所に限る。）に所属している同法第2条第1項に規定する建築士で、越谷市木造住宅耐震診断士登録制度に基づく登録を受けたものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、木造住宅耐震診断を行うことが適当と認められる建築士に木造住宅耐震診断を行わせることができる。

3 前条第2号に規定するマンション耐震予備診断（以下「耐震予備診断」

という。)、同条第3号に規定するマンション耐震本診断(以下「耐震本診断」という。))又は同条第4号に規定する緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断を行う者は、建築士法第23条第1項の規定による登録を受けている建築士事務所に所属している同法第2条第2項に規定する一級建築士とする。

(補助金の交付対象者)

第4条 耐震診断に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる耐震診断の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 木造住宅耐震診断 昭和56年5月31日以前に建築された木造在来工法2階建て以下の一戸建てであり、かつ、市が実施している簡易耐震診断による総合評価が1.0未満である住宅の所有者(個人に限る。)

(2) 耐震予備診断 昭和56年5月31日以前に建築されたマンションで、次の要件のいずれにも該当するものの管理組合(集会において耐震予備診断の実施に係る決議がなされている管理組合に限る。)

ア 地階を除く階数が3以上であること。

イ 延べ面積が1,000平方メートル以上であること。

ウ 居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の5分の4以上であること。

エ 住戸の区分所有者の3分の2以上が現に居住していること。

(3) 耐震本診断 前号に規定する耐震予備診断の要件に該当するマンションで、耐震予備診断により耐震診断基準に基づく本診断が必要と判定されたものの管理組合(集会において耐震本診断の実施に係る決議がなされている管理組合に限る。)

(4) 緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断 昭和56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路閉塞建築物の所有者

- 2 前項の規定にかかわらず、都市計画法（昭和43年法律第100号）又は建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反していることが明らかである住宅又はマンションの所有者又は管理組合は、補助金の交付を受けることができない。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる耐震診断の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 木造住宅耐震診断 耐震診断に要した費用に3分の2を乗じて得た額（100円未満切捨て）とし、50,000円を限度とする。
- (2) 耐震予備診断 耐震診断に要した費用に3分の2を乗じて得た額（100円未満切捨て）とし、100,000円を限度とする。
- (3) 耐震本診断 耐震診断に要した費用（耐震判定委員会による判定に要する費用を含む。）に3分の2を乗じて得た額（100円未満切捨て）と住戸の数に50,000円を乗じて得た額とのいずれか少ない額とし、900,000円を限度とする。
- (4) 緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断 耐震診断に要した費用（耐震判定委員会による判定に要する費用を含む。）に3分の2を乗じて得た額（100円未満切捨て）とし、3,000,000円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断を実施する前に、越谷市既存建築物耐震診断補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 耐震予備診断又は耐震本診断に係る申請者は、前項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 登記事項証明書、固定資産評価証明書等のマンションの区分所有者及び建築年を証明することのできる書類

(2) 住戸の区分所有者の3分の2以上が現に居住していることを確認することのできる書類

(3) 管理組合の集会において耐震診断の実施に係る決議がなされていることを証明することのできる書類

3 緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断に係る申請者は、第1項の申請書に登記事項証明書、固定資産評価証明書等の所有者及び建築年を証明する書類を添付しなければならない。

4 市長は、申請者に対し、前項に規定するもののほか、補助金の交付に関し必要な書類の提出を求めることができる。

(補助金交付の適合決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、補助金の交付要件に適合すると認めるときは、越谷市既存建築物耐震診断補助金交付適合通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請内容の審査により、補助金の交付要件に適合しないと認めるときは、越谷市既存建築物耐震診断補助金交付不適合通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付要件に適合すると認められた申請者(以下「補助対象者」という。)は、同項の通知書を受け取ったときは、速やかに耐震診断を行う建築士の所属する建築士事務所と当該耐震診断に係る業務委託契約を締結しなければならない。

(耐震診断の内容変更等)

第8条 補助対象者は、耐震診断の内容を変更したときは、越谷市既存建築物耐震診断内容変更届(第4号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 補助対象者は、耐震診断を取りやめたときは、越谷市既存建築物耐震診断取りやめ届(第5号様式)により、速やかに市長に届け出なければ

ならない。

(耐震診断の完了報告)

第9条 補助対象者は、耐震診断が完了したときは、越谷市既存建築物耐震診断完了報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に報告しなければならない。

(1) 耐震診断結果報告書

(2) 耐震診断を行った建築士の建築士法第5条第2項の規定による建築士免許証の写し

(3) 耐震診断に係る業務委託契約書の写し

(4) 耐震判定委員会において診断内容が適正と判定されたことを証明することのできる書類(耐震本診断又は緊急道路閉塞建築物耐震診断の場合に限る。)

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、当該報告内容を審査し、耐震診断が適正に行われたと認めるときは、補助金の交付額を決定し、越谷市既存建築物耐震診断補助金交付額決定通知書(第7号様式)により、補助対象者に通知するものとする。

3 前項の規定による報告内容の審査により、当該耐震診断が補助金の交付要件に適合しないと認める場合については、第7条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「申請内容」とあるのは「報告内容」と、「申請者」とあるのは「補助対象者」と読み替えるものとする。

4 第2項の通知書を受け取った補助対象者は、請求書に当該通知書の写しを添付して、市長に補助金の交付を請求するものとする。

5 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助対象者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第244号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年告示第167号）

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第125号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第105号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年告示第135号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。